

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年2月19日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第1号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。
附則第2項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。